

令和4年12月前期定例会議事録

- | | | |
|-------|---|---------------|
| ・開催日時 | 令和4年12月6日（火曜日） | 13時55分～14時55分 |
| ・開催場所 | 人事委員会室 | |
| ・出席者 | （委員）伊藤委員長 松尾委員 内田委員 （事務局）古賀事務局長 松藤副事務局長 木原人事主幹 土井人事主幹 古賀係長 宮崎係長 馬場会計年度任用職員 | |

○議事事項

1 令和4年11月後期定例会議事録について

佐賀県人事委員会議事規則第7条第2項の規定に基づき、前回定例会の議事録について、承認することを決定した。

2 一般任期付職員の採用承認について

佐賀県知事から、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第3項に係る一般任期付職員の採用承認申請があったことについて、事務局から説明し、審査の結果、申請のとおり決定した。

【説明】

課長級 1名（任期 令和5年4月1日～令和8年3月31日（3年間））

3 令和4年度佐賀県任期付職員採用試験（高等学校卒業程度）の最終合格者の決定について

佐賀県職員の任用に関する規則第11条第1項の規定により佐賀県任期付職員採用試験（高等学校卒業程度）の最終合格者（採用候補者名簿への登載者）について、原案のとおり決定した。

【説明】

| | |
|----------|----|
| 最終合格者数 | |
| 高等学校卒業程度 | 9名 |

4 令和4年度佐賀県任期付職員採用試験（高等学校卒業程度）（追加募集）の実施要綱について

概要について事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 趣旨

この要綱は、任命権者からの依頼に基づく令和4年度佐賀県任期付職員（高等学校業程度）（追加募集）採用候補者名簿を作成するために行う採用試験の基本的事項を定める。

2 試験区分及び採用予定者数

行政（10名程度）

3 受験資格

次の要件をいずれも満たす者とする。

ア 平成17年4月1日までに生まれた者

イ 日本国籍を有する者かつ地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当しない者

4 任用期間

任用期間は令和5年4月1日から1年間とする。ただし、採用した日から「第78回国民スポーツ大会」・「第23回全国障害者スポーツ大会」の開催年度までの範囲内でその任期を更新することができる。

5 試験の方法及び評価

試験は、第1次試験及び第2次試験に分けて行い、第2次試験は第1次試験合格者について行う。

(1) 第1次試験

教養試験を行う。

ア 教養試験

五肢択一による筆記試験とし、試験の程度は高等学校卒業程度とする。問題数は40問で200点満点とし、時間は2時間とする。

イ 第一次試験合格者の決定

合格基準点以上の得点を有する者について、教養試験の得点により、採用予定者数を考慮して、高点順に定め、令和5年1月17日（火）に発表を行う。

(2) 第2次試験

作文試験及び面接試験を行う。

ア 作文試験

一般的課題1題を出題し、職務遂行に必要な思考力及び文章による表現力等を総合的に評価し、100点満点とする。実施日は第1次試験日（令和5年1月8日（日））とし、時間は1時間とする。

イ 面接試験

面接員3名の個別面接により人物評価を行い、300点満点で評定する。

6 最終合格者の決定

第2次試験の全ての試験科目に合格となった者について、作文試験、面接試験のそれぞれの得

点を合計した総合得点により、採用予定者数を考慮して、高点順に最終合格者を決定し、令和5年1月下旬に発表を行う。

ただし、受験資格の有無、申込書の記載事項の真否について、虚偽又は不正の申告をした者については不合格とする。

7 採用候補者名簿の登載順位

最終合格者は、6の総合得点の高点順に登載する。

8 受付方法

インターネットによる受験申込の受付を行う。

9 受付期間

令和4年12月7日（水）15時から12月22日（木）17時までに県のサーバーに到着したものを有効とする。

10 試験の期日及び場所

(1) 第1次試験

令和5年1月8日（日） 佐賀県庁 新館11階 大会議室

(2) 第2次試験

令和5年1月19日（木） 佐賀県庁 南館2階 人事委員会室

11 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は佐賀県人事委員会事務局長が別に定める。

5 令和4年度佐賀県職員採用試験実施計画の変更について

任命権者からの任期付職員採用試験（追加募集）の実施依頼に基づき、令和4年度佐賀県職員採用試験実施計画の変更について、原案のとおり決定した。

○その他

1 行事予定について